

島原市障害者職場実習促進事業

島原市では、市内在住の障がいのある人の職場を体験する機会の拡大及び就労能力の向上を促進するため、職場実習促進事業を始めます。

○職場実習促進事業とは

一般企業で実習を行う場合の、交通費に対して支給する交通費助成金、その受け入れを行った企業に対して支給する実習奨励金の2事業となります。

○実習期間（支給期間）

原則として5日以上1月（23日）以内の範囲で1日4時間（ただし、最初の5日目までは3時間でも可）以上の実習。（通算3回まで）

○支給対象者（以下の要件をいずれも満たす人）

- ①一般企業等への就労を希望される人で、障害福祉サービスの受給対象者。
- ②県南障害者就業・生活支援センター ぱれっと の登録者。

○支給額

交通費助成金・・・自宅から実習先の事業所までに要した実費（※）

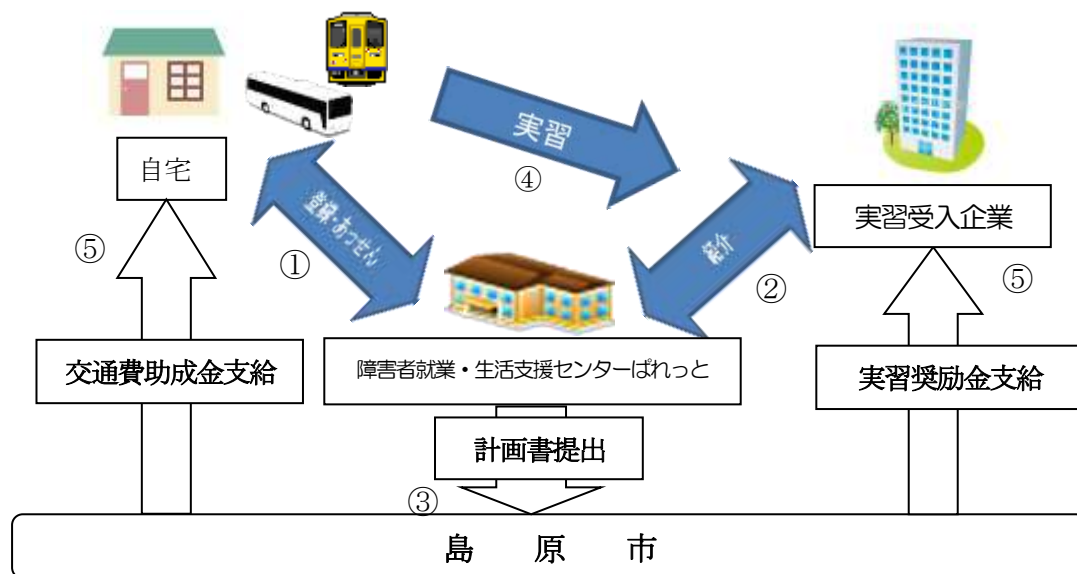
※実費については、公共交通機関（バス・鉄道）及び自家用車利用を対象とし1日2,000円を上限とします。

実習奨励金・・・1人1日2,500円（通算3回まで）

○申し込み方法

県南障害者就業・生活支援センター ぱれっと より実習計画書を提出。

「県南障害者就業・生活支援センター ぱれっと」は、障がいのある人の職業生活における自立を図るため、関係機関との連携の下、身近な地域において就業及び生活を一体的に支援する機関です。



お問い合わせ先：島原市福祉事務所 福祉課 障害福祉班
県南障害者就業・生活支援センターぱれっと

TEL0957(63)1111
TEL0957(73)9560